

5. 瀉下薬

I. 瀉下薬（ヒマシ油及びマルツエキスを除く）

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

（守らないと現在の症状が悪化したり，副作用が起こりやすくなる）

1. 本剤を服用している間は，次の医薬品を服用しないこと

他の瀉下薬（下剤）

2. 授乳中の人には本剤を服用しないか，本剤を服用する場合は授乳を避けること

〔センノシド，センナ，ダイオウ又はカサンスラノールを含有する製剤に記載すること.〕

3. 長期連用しないこと

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤で，漢方生薬製剤以外の製剤に記載すること.〕

3'. 短期間の服用にとどめ，連用しないこと

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤で，短期服用に限られる漢方生薬製剤に記載すること.〕

4. 大量に服用しないこと

〔刺激性下剤を含有する製剤に記載すること.〕

相談すること

1. 次の人は服用前に医師，薬剤師又は登録販売者に相談すること

（1）医師の治療を受けている人.

（2）妊婦又は妊娠していると思われる人.

（3）高齢者.

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること.〕

（4）薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人.

〔センノシド，センナ又はダイオウを含有する製剤に記載すること.〕

（5）次の症状のある人.

はげしい腹痛，吐き気・嘔吐，むくみ¹⁾

〔¹⁾ は，グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以

上又は甘草として1 g 以上（エキス剤については原生薬に換算して1 g 以上）含有する製剤に記載すること。）

(6) 次の診断を受けた人、

高血圧¹⁾、心臓病^{1) 2)}、腎臓病^{1) 2) 3)}

[¹⁾ は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40 mg 以上又は甘草として1 g 以上（エキス剤については原生薬に換算して1 g 以上）含有する製剤に、

²⁾ は、硫酸ナトリウムを含有する製剤に、

³⁾ は、マグネシウム塩類を含有する製剤に記載すること。]

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤 ¹⁾ 、かゆみ ¹⁾
消化器	はげしい腹痛、吐き気・嘔吐
精神神経系	強い眠気 ²⁾ 、意識がうすれる ²⁾
循環器	立ちくらみ ²⁾ 、脈が遅くなる ²⁾
呼吸器	息苦しい ²⁾
その他	筋力の低下 ²⁾ 、口のかわき ²⁾

[¹⁾ は、センノシド、センナ又はダイオウを含有する製剤に、

²⁾ は、酸化マグネシウムを含有する製剤に記載すること。]

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症 状
偽アルドステロン症、ミオパチー	手足のだるさ、しびれ、つっぱり感やこわばりに加えて、脱力感、筋肉痛があらわれ、徐々に強くなる。

[グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40 mg 以上又は甘草として1 g 以上（エキス剤については原生薬に換算して1 g 以上）含有する製剤に記載すること。]

3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
下痢

4. 1週間位服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

[製剤により「1週間位」を「5～6回」又は「5～6日」等と改めてもよい。]

5. 長期連用する場合には医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

[グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40 mg 以上又は甘草として1 g 以上（エキス剤については原生薬に換算して1 g 以上）含有する製

剤で、短期服用に限られる漢方生薬製剤以外の漢方生薬製剤に記載すること。]

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

(2) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

(1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

(2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。]

〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 授乳中の人には本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること

〔センノシド、センナ、ダイオウ又はカサンスラノールを含有する製剤に記載すること。〕

2. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。

(3) 高齢者。

〔グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕

(4) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

〔センノシド、センナ又はダイオウを含有する製剤に記載すること。〕

(5) 次の症状のある人。

はげしい腹痛、吐き気・嘔吐、むくみ¹⁾

〔¹⁾ は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に記載すること。〕

(6) 次の診断を受けた人。

高血圧¹⁾、心臓病^{1) 2)}、腎臓病^{1) 2) 3)}

〔¹⁾ は、グリチルリチン酸等を1日最大配合量がグリチルリチン酸として40mg以上又は甘草として1g以上（エキス剤については原生薬に換算して1g以上）含有する製剤に、

- 2) は、硫酸ナトリウムを含有する製剤に、
 3) は、マグネシウム塩類を含有する製剤に記載すること。]
- 2'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 [2. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には2'. を記載すること。]
3. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと
4. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
 [() 内は必要とする場合に記載すること。]

II. 瀉下薬（ヒマシ油）

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

（守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる）

1. 次の人は服用しないこと
 - (1) はげしい腹痛又は吐き気・嘔吐のある人.
 - (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人.
 - (3) 3歳未満の乳幼児.
 - (4) 防虫剤（ナフタリン等）、殺そ剤（猫イラズ等）等の薬剤を誤って服用した人.
 （このような場合は、直ちに医師の治療を受けること。）
2. 本剤を服用している間は、次のいずれの医薬品も服用しないこと
 駆虫薬、他の瀉下薬（下剤）
3. 授乳中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること
4. 連用しないこと

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人.
 - (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人.
2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤, かゆみ
消化器	はげしい腹痛, 吐き気・嘔吐

3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
下痢

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

- (1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

- (2) 就寝前の服用を避けること。

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。

- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。

〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用しないこと

- (1) はげしい腹痛又は吐き気・嘔吐のある人。

- (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人。

- (3) 3歳未満の乳幼児。

- (4) 防虫剤（ナフタリン等）、殺そ剤（猫イラズ等）等の薬剤を誤って服用した人。

2. 授乳中の方は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること

3. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

- (1) 医師の治療を受けている人。

- (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

3'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔3. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には3' を記載すること。〕

4. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと

5. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

Ⅲ. 瀉下薬（マルツエクス）

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)
本剤を服用している間は、次の医薬品を服用しないこと
他の瀉下薬（下剤）

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている乳幼児.
 - (2) 1ヵ月未満の乳児（新生児）.
 - (3) 次の症状のある乳幼児.
はげしい腹痛、嘔吐
2. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
下痢
3. 1週間位服用しても症状がよくなる場合は、服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
4. 便秘不足は、母乳不足又は調整乳希釈方法の誤りにより起こることがあるので、このような場合には医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること.〕
保護者の指導監督のもとに服用させること.

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること.
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること.〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること.
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる.）.
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい.〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている乳幼児.
 - (2) 1ヵ月未満の乳児（新生児）.
 - (3) 次の症状のある乳幼児.
はげしい腹痛、嘔吐
- 1'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

- [1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には 1' . を記載すること.]
2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと
3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
- [() 内は必要とする場合に記載すること.]

6. 鎮痛薬

(第1類医薬品には「登録販売者」は記載しないこと)

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用・事故が起こりやすくなる)

1. 次の人は服用しないこと

(1) 本剤又は本剤の成分によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

〔アミノフィリン水和物又はテオフィリンを含有する製剤に記載すること。〕

(2) 6歳未満の乳幼児。

〔アミノ安息香酸エチルを含有する製剤に記載すること。〕

(3) 15歳未満の小児。

〔プロメタジン塩酸塩又はプロメタジンメチレンジサリチル酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

ただし、(3) を記載した製剤にあっては、(2) を記載しない。〕

2. 本剤を服用している間は、次のいずれの医薬品も使用しないこと

他の乗物酔い薬、かぜ薬、解熱鎮痛薬、鎮静薬、鎮咳去痰薬、胃腸鎮痛鎮痙薬¹⁾、抗ヒスタミン剤を含有する内服薬等(鼻炎用内服薬、アレルギー用薬等)

〔¹⁾ は、副交感神経遮断剤を含有する製剤に記載すること。〕

3. 服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと

(眠気等があらわれることがある。)¹⁾

(眠気や目のかすみ、異常なまぶしさ等の症状があらわれることがある。)²⁾

〔¹⁾ は、副交感神経遮断剤を含有しない製剤に、

²⁾ は、副交感神経遮断剤を含有する製剤に記載すること。〕

4. 授乳中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること

(母乳に移行して乳児の脈が速くなることもある。)

〔アミノフィリン水和物、テオフィリン、ジフェンヒドラミン塩酸塩、ジフェンヒドラミンサリチル酸塩、タンニン酸ジフェンヒドラミン、ジメンヒドリナート又はロートエキスを含有する製剤に記載すること。〕

ただし、() 内はロートエキスを含有する製剤にのみ記載すること。〕

5. 服用前後は飲酒しないこと

〔プロモバレリル尿素を含有する製剤に記載すること。〕

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

- (1) 医師の治療を受けている人.
- (2) 妊婦又は妊娠していると思われる人.
- (3) 授乳中の人.

[メチキセン塩酸塩, ジサイクロミン塩酸塩又はメチルオクタトロピン臭化物を含有する製剤に記載すること.

ただし, 「してはいけないこと」の4. を記載した製剤にあつては記載しない.]

- (4) 発熱している小児.

[テオフィリン又はアミノフィリン水和物を含有する製剤 (小児の用法・用量を有する製剤) に記載すること.]

- (5) けいれんを起こしたことがある小児.

[テオフィリン又はアミノフィリン水和物を含有する製剤 (小児の用法・用量を有する製剤) に記載すること.]

- (6) 高齢者.

[副交感神経遮断剤を含有する製剤に記載すること.]

- (7) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人.

- (8) 次の症状のある人.

排尿困難

[抗ヒスタミン剤, ジフェニドール塩酸塩又は副交感神経遮断剤を含有する製剤に記載すること.]

- (9) 次の診断を受けた人.

緑内障¹⁾ ²⁾, 心臓病²⁾, てんかん³⁾, 甲状腺機能障害³⁾

[¹⁾ は, 抗ヒスタミン剤, ジフェニドール塩酸塩又はパペペリン塩酸塩を含有する製剤に,

²⁾ は, 副交感神経遮断剤を含有する製剤に,

³⁾ は, ジプロフィリンを含有する製剤に記載すること.]

2. 服用後, 次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので, 直ちに服用を中止し, この文書を持って医師, 薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤, かゆみ
消化器	胃腸出血 ¹⁾
精神神経系	頭痛 ²⁾ ³⁾ , 考えがまとまらない ⁴⁾ , 浮動感 ³⁾ , 不安定感 ³⁾ , 意識の低下 ¹⁾ , 集中力の低下 ⁴⁾ , けいれん ¹⁾
循環器	動悸 ⁵⁾
呼吸器	呼吸が荒い ¹⁾
泌尿器	排尿困難 ²⁾ ³⁾ ⁶⁾
その他	顔のほてり ²⁾ , 異常なまぶしさ ²⁾ ³⁾ , 貧血 ¹⁾ , からだがだるい ¹⁾

[¹⁾ は, アミノフィリン水和物又はテオフィリンを含有する製剤に,

²⁾ は, 副交感神経遮断剤を含有する製剤に,

- 3) は、ジフェニドール塩酸塩を含有する製剤に、
 4) は、メチキセン塩酸塩を含有する製剤に、
 5) は、アミノフィリン水和物、ジプロフィリン又はテオフィリンを含有する製剤に、
 6) は、抗ヒスタミン剤を含有する製剤に記載すること。]

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症 状
ショック (アナフィラキシー) ¹⁾	服用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等があらわれる。
肝機能障害 ¹⁾	発熱、かゆみ、発疹、黄疸（皮膚や白目が黄色くなる）、褐色尿、全身のだるさ、食欲不振等があらわれる。
横紋筋融解症 ¹⁾	手足・肩・腰等の筋肉が痛む、手足がしびれる、力が入らない、こわばる、全身がだるい、赤褐色尿等があらわれる。
再生不良性貧血 ²⁾	青あざ、鼻血、歯ぐきの出血、発熱、皮膚や粘膜が青白くみえる、疲労感、動悸、息切れ、気分が悪くなりくらくとする、血尿等があらわれる。
無顆粒球症 ²⁾	突然の高熱、さむけ、のどの痛み等があらわれる。
悪性症候群 ³⁾	高熱、発汗、ぼやっとする、手足の震え、身体のこわばり、話しづらい、よだれが出る、飲み込みにくい、脈が速くなる、呼吸数増加、血圧上昇等があらわれる。

- [¹⁾ は、アミノフィリン水和物又はテオフィリンを含有する製剤に、
²⁾ は、dl- (d-) クロルフェニラミンマレイン酸塩を含有する製剤に、
³⁾ は、プロメタジン塩酸塩を含有する製剤に記載すること。]

3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

口のかわき^{1) 2) 3)}、便秘^{1) 2)}、下痢¹⁾、眠気、目のかすみ⁴⁾

- [¹⁾ は、アミノ安息香酸エチル又はピペリジルアセチルアミノ安息香酸エチルを含有する製剤に、
²⁾ は、副交感神経遮断剤又はパパベリン塩酸塩を含有する製剤に、
³⁾ は、抗ヒスタミン剤又はジフェニドール塩酸塩を含有する製剤に、
⁴⁾ は、副交感神経遮断剤を含有する製剤に記載すること。]

その他の注意

母乳が出にくくなることがある。

[ロートエキスを含有する製剤に記載すること。]

[用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。]

(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

[小児の用法及び用量がある場合に記載すること。]

(2) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、

よく注意すること。

〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤の場合に記載すること。〕

（3）内服にのみ使用すること。

〔アンプル剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

（1）直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

（2）小児の手の届かない所に保管すること。

（3）他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。〕

〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用しないこと

（1）本剤又は本剤の成分によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

〔アミノフィリン水和物又はテオフィリンを含有する製剤に記載すること。〕

（2）6歳未満の乳幼児。

〔アミノ安息香酸エチルを含有する製剤に記載すること。〕

（3）15歳未満の小児。

〔プロメタジン塩酸塩又はプロメタジンメチレンジサリチル酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

ただし、（3）を記載した製剤にあつては、（2）を記載しない。〕

2. 服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと

3. 授乳中の人には本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること

〔アミノフィリン水和物、テオフィリン、ジフェンヒドラミン塩酸塩、ジフェンヒドラミンサリチル酸塩、タンニン酸ジフェンヒドラミン、ジメンヒドリナート又はロートエキスを含有する製剤に記載すること。〕

4. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

（1）医師の治療を受けている人。

（2）妊婦又は妊娠していると思われる人。

（3）授乳中の人。

〔メチキセン塩酸塩、ジサイクロミン塩酸塩又はメチルオクタトロピン臭化物を含有する製剤に記載すること。〕

ただし、3. を記載した製剤にあつては記載しない。〕

（4）発熱している小児。

〔テオフィリン又はアミノフィリン水和物を含有する製剤（小児の用法・用量を有する製剤）に記載すること。〕

（5）けいれんを起こしたことがある小児。

〔テオフィリン又はアミノフィリン水和物を含有する製剤（小児の用法・用量を有する製剤）に記載すること。〕

（6）高齢者。

〔副交感神経遮断剤を含有する製剤に記載すること。〕

（7）薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

（8）次の症状のある人。

排尿困難

〔抗ヒスタミン剤、ジフェニドール塩酸塩又は副交感神経遮断剤を含有する製剤に記載すること。〕

（9）次の診断を受けた人。

緑内障¹⁾ ²⁾、心臓病²⁾、てんかん³⁾、甲状腺機能障害³⁾

〔¹⁾ は、抗ヒスタミン剤、ジフェニドール塩酸塩又はパパペリン塩酸塩を含有する製剤に、

²⁾ は、副交感神経遮断剤を含有する製剤に、

³⁾ は、ジプロフィリンを含有する製剤に記載すること。〕

4'．服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔4．の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には4'．を記載すること。〕

5．服用に際しては、説明文書をよく読むこと

6．直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

7. 眼科用薬

I. 一般点眼薬

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

次の人は使用しないこと

本剤又は本剤の成分、鶏卵によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

〔リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

(3) 次の症状のある人。

はげしい目の痛み

(4) 次の診断を受けた人。

緑内障

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ
目	充血、かゆみ、はれ

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症 状
ショック (アナフィラキシー)	使用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等があらわれる。

〔リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

3. 次の場合は使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 目のかすみ改善されない場合。

(2) 2週間位使用しても症状がよくなる場合。

〔充血除去成分を含有する製剤は、「2週間位」を「5～6日間」と記載すること。〕

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

- (1) 過度に使用すると、異常なまぶしさを感じたり、かえって充血を招くことがある。
[充血除去成分を含有する製剤に記載すること.]
- (2) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させること。
- (3) 容器の先をまぶた、まつ毛に触れさせないこと。また、混濁したものは使用しないこと。
- (4) ソフトコンタクトレンズを装着したまま使用しないこと。
- (5) 点眼用にのみ使用すること。

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
[() 内は必要とする場合に記載すること.]
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる.）。
[容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい.]
- (4) 他の人と共用しないこと。

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用しないこと
本剤又は本剤の成分、鶏卵によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
[リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること.]
2. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
 - (3) 次の症状のある人。
はげしい目の痛み
 - (4) 次の診断を受けた人。
緑内障
- 2'. 使用が適さない場合があるので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
[2. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には2'. を記載すること.]
3. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと
4. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
[() 内は必要とする場合に記載すること.]

II. 抗菌性点眼薬

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

(守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる)

1. 次の人は使用しないこと

本剤又は本剤の成分、鶏卵によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

〔リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

2. 長期連用しないこと

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

(3) 次の症状のある人。

はげしい目の痛み

(4) 次の診断を受けた人。

緑内障

〔充血除去成分を含有する製剤に記載すること。〕

2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ
目	充血、かゆみ、はれ

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症 状
ショック (アナフィラキシー)	使用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等があらわれる。

〔リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

3. 3～4日間使用しても症状がよくならない場合は使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下に記載すること。〕

(1) 過度に使用すると、異常なまぶしさを感じたり、かえって充血を招くことがある。

〔充血除去成分を含有する製剤に記載すること。〕

(2) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させること。

(3) 容器の先をまぶた、まつ毛に触れさせないこと。また、混濁したものは使用しないこと。

(4) ソフトコンタクトレンズを装着したまま使用しないこと。

- (5) 点眼用にのみ使用すること。

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕
- (4) 他の人と共用しないこと。

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用しないこと

本剤又は本剤の成分、鶏卵によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

〔リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

2. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

- (1) 医師の治療を受けている人。
- (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
- (3) 次の症状のある人。
はげしい目の痛み
- (4) 次の診断を受けた人。

緑内障

〔充血除去成分を含有する製剤に記載すること。〕

2'. 使用が適さない場合があるので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔2. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には2'. を記載すること。〕

3. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと

4. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

Ⅲ. 人工涙液

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

- (1) 医師の治療を受けている人。
- (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
- (3) 次の症状のある人。

はげしい目の痛み

(4) 次の診断を受けた人.

緑内障

2. 使用后, 次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので, 直ちに使用を中止し, この文書を持って医師, 薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位・	症 状
皮 膚	発疹・発赤, かゆみ
目	充血, かゆみ, はれ

3. 次の場合は使用を中止し, この文書を持って医師, 薬剤師又は登録販売者に相談すること

- (1) 目のかすみが改善されない場合.
(2) 2週間位使用しても症状がよくなる場合.

[用法及び用量に関連する注意として, 用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること.]

- (1) 小児に使用させる場合には, 保護者の指導監督のもとに使用させること.
(2) 容器の先をまぶた, まつ毛に触れさせないこと. また, 混濁したものは使用しないこと.
(3) ソフトコンタクトレンズを装着したまま使用しないこと.
[ソフトコンタクトレンズについての効能・効果がない製剤に記載すること.]
(4) 点眼用にのみ使用すること.

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない (湿気の少ない) 涼しい所に (密栓して) 保管すること.
[() 内は必要とする場合に記載すること.]
(2) 小児の手の届かない所に保管すること.
(3) 他の容器に入れ替えないこと (誤用の原因になったり品質が変わる.).
[容器等の個々に至適表示がなされていて, 誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい.]
(4) 他の人と共用しないこと.

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用前に医師, 薬剤師又は登録販売者に相談すること
- (1) 医師の治療を受けている人.
(2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人.
(3) 次の症状のある人.
はげしい目の痛み
(4) 次の診断を受けた人.

緑内障

- 1'. 使用が適さない場合があるので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1' を記載すること.〕
2. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと
3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること.〕

IV. コンタクトレンズ装着液

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人.
 - (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人.
 - (3) 次の症状のある人.
はげしい目の痛み
2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤, かゆみ
目	充血, かゆみ, はれ

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること.〕

- (1) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させること.
- (2) 容器の先をコンタクトレンズ、指に触れさせないこと。また、混濁したものは使用しないこと.
- (3) コンタクトレンズを装着したまま使用しないこと.
- (4) ハードコンタクトレンズを装着するときのみ使用すること.
〔ソフトコンタクトレンズについての効能・効果がない製剤に記載すること.〕

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること.
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること.〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること.
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる.）.
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい.〕

- (4) 他の人と共用しないこと。

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
 - (3) 次の症状のある人。
はげしい目の痛み
- 1'. 使用が適さない場合があるので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1'. を記載すること。〕
2. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと
3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

V. 洗眼薬

【添付文書等に記載すべき事項】

してはいけないこと

（守らないと現在の症状が悪化したり、副作用が起こりやすくなる）

次の人は使用しないこと

本剤又は本剤の成分、鶏卵によりアレルギー症状を起こしたことがある人。
〔リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

相談すること

1. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
 - (3) 次の症状のある人。
はげしい目の痛み
2. 使用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに使用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ
目	充血、かゆみ、はれ

まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。

症状の名称	症 状
ショック (アナフィラキシー)	使用後すぐに、皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、のどのかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等があらわれる。

〔リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

- (1) 小児に使用させる場合には、保護者の指導監督のもとに使用させること。
- (2) コンタクトレンズを装着したまま使用しないこと。
- (3) 洗眼カップは使用前後に水道水で十分に洗浄すること。
- (4) 混濁したものは使用しないこと。
- (5) 洗眼用にのみ使用すること。

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。〕

〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

- (4) 洗眼カップは他の人と共用しないこと。

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は使用しないこと

本剤又は本剤の成分、鶏卵によりアレルギー症状を起こしたことがある人。

〔リゾチーム塩酸塩を含有する製剤に記載すること。〕

2. 次の人は使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

- (1) 医師の治療を受けている人。
- (2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
- (3) 次の症状のある人。

はげしい目の痛み

2'. 使用が適さない場合があるので、使用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔2. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には2'. を記載すること。〕

3. 使用に際しては、説明文書をよく読むこと

4. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

8. ビタミン主薬製剤

I. ビタミンA主薬製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人.
 - (2) 妊娠3ヵ月以内の妊婦、妊娠していると思われる人又は妊娠を希望する人.
(妊娠3ヵ月前から妊娠3ヵ月までの間にビタミンAを1日10,000国際単位以上摂取した妊婦から生まれた児に先天異常の割合が上昇したとの報告がある.)
 - (3) 1歳未満の乳児.
〔1歳未満の用法がある場合に記載すること.〕
2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	かゆみ
消化器	吐き気・嘔吐
3. 1ヵ月位服用しても症状がよくなりえない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること.〕

- (1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること.
〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること.〕
- (2) 〔小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること.〕
 - 1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること.
〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること.〕
 - 2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること.
〔3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること.〕
- (3) 必ずかんで服用すること.
〔ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること.〕
- (4) 内服にのみ使用すること.

〔アンプル剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 妊娠3ヵ月以内の妊婦、妊娠していると思われる人又は妊娠を希望する人。
 - (3) 1歳未満の乳児。
〔1歳未満の用法がある場合に記載すること。〕
- 1'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1'. を記載すること。〕
2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと
3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

Ⅱ. ビタミンD主薬製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 1歳未満の乳児。
〔1歳未満の用法がある場合に記載すること。〕
2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
消化器	吐き気・嘔吐

3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

下痢

4. 1ヵ月位服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

- (1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。
〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕
- (2) 〔小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。〕
 - 1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。
〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること。〕
 - 2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。
〔3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕
- (3) 必ずかんで服用すること。
〔ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕
- (4) 内服にのみ使用すること。
〔アンプル剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 1歳未満の乳児。
〔1歳未満の用法がある場合に記載すること。〕
- 1'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
〔1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1'. を記載すること。〕
2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと

3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

Ⅲ. ビタミンE主薬製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

- 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - 医師の治療を受けている人。
 - 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。
- 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤、かゆみ
消化器	胃部不快感

- 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
便秘、下痢
- 1ヵ月位服用しても症状がよくなりえない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
- 服用後、生理が予定より早くきたり、経血量がやや多くなったりすることがある。出血が長く続く場合は、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

- 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。
〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕
- 〔小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。〕
 - 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。
〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること。〕
 - 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕

(3) 必ずかんで服用すること。

〔ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕

(4) 内服にのみ使用すること。

〔アンプル剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

(1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

(2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。〕

〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

1'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1'. を記載すること。〕

2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと

3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

IV. ビタミンB₁主薬製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹 ¹⁾
消化器	吐き気・嘔吐 ²⁾ 、口内炎 ³⁾

¹⁾ は、シコチアミンを含有する製剤に、

²⁾ は、チアミンの塩類並びにチアミンジスルフィド及びその塩類を除くビタミンB₁を含有する製剤に、

3) は、フルスルチアミン及びその塩類を含有する製剤に記載すること。]

2. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

軟便、下痢

〔チアミンの塩類並びにチアミンジスルフィド及びその塩類を除くビタミンB₁を含有する製剤に記載すること。〕

3. 1ヵ月位服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

- (1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

- (2) 〔小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。〕

- 1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること。〕

- 2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕

- (3) 必ずかんで服用すること。

〔ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕

- (4) 内服にのみ使用すること。

〔アンプル剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。

- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。〕

〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと

2. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

V. ビタミンB₂主薬製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
消化器	胃部不快感、胃部膨満感、食欲不振、吐き気・嘔吐

〔リボフラビン酪酸エステルを含有する製剤に記載すること。〕

2. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

下痢

〔リボフラビン酪酸エステルを含有する製剤に記載すること。〕

3. 1ヵ月位服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

- (1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

- (2) 〔小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。〕

- 1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること。〕

- 2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕

- (3) 必ずかんで服用すること。

〔ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕

- (4) 内服にのみ使用すること。

〔アンプル剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕
- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。
〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと
2. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

VI. ビタミンB₆主薬製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
消化器	吐き気・嘔吐，食欲不振，腹部膨満感

〔ピリドキサルリン酸エステル水和物を含有する製剤に記載すること。〕

2. 1ヵ月位服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

- (1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。
〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕
- (2) 〔小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。〕
 - 1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。
〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること。〕
 - 2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意

すること。

〔3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕

(3) 必ずかんで服用すること。

〔ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕

(4) 内服にのみ使用すること。

〔アンプル剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

(1) 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること。

〔()内は必要とする場合に記載すること。〕

(2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れ替えないこと(誤用の原因になったり品質が変わる。)

〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと

2. 直射日光の当たらない(湿気の少ない)涼しい所に(密栓して)保管すること

〔()内は必要とする場合に記載すること。〕

VII. ビタミンC主薬製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
消化器	吐き気・嘔吐

2. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
下痢

3. 1ヵ月位服用しても症状がよくなりえない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

(2) 〔小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること〕

1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること。〕

2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕

(3) 必ずかんで服用すること。

〔ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕

(4) 内服にのみ使用すること。

〔アンプル剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

(1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

(2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。〕

〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと

2. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

VIII. ビタミンAD 主薬製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

- (2) 妊娠3ヵ月以内の妊婦、妊娠していると思われる人又は妊娠を希望する人:
(妊娠3ヵ月前から妊娠3ヵ月までの間にビタミンAを1日10,000国際単位以上
摂取した妊婦から生まれた児に先天異常の割合が上昇したとの報告がある.)

- (3) 1歳未満の乳児.
〔1歳未満の用法がある場合に記載すること.〕

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	かゆみ
消化器	吐き気・嘔吐

3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
下痢

4. 1ヵ月位服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること.〕

- (1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること.
〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること.〕
- (2) 〔小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること.〕
- 1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること.
〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること.〕
- 2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること.
〔3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること.〕
- (3) 必ずかんで服用すること.
〔ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること.〕
- (4) 内服にのみ使用すること.
〔アンプル剤の場合に記載すること.〕

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること.
〔（ ）内は必要とする場合に記載すること.〕

- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。
- (3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる.）。
- 〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい.〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - (1) 医師の治療を受けている人。
 - (2) 妊娠3ヵ月以内の妊婦、妊娠していると思われる人又は妊娠を希望する人。
 - (3) 1歳未満の乳児。
 - 〔1歳未満の用法がある場合に記載すること.〕
- 1'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
 - 〔1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1'. を記載すること.〕
2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと
3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること
 - 〔（ ）内は必要とする場合に記載すること.〕

IX. ビタミンB₂B₆主薬製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
消化器	吐き気・嘔吐 ^{1) 2)} , 食欲不振 ^{1) 2)} , 胃部不快感 ¹⁾ , 胃部膨満感 ¹⁾ , 腹部膨満感 ²⁾

- ¹⁾ は、リボフラビン酪酸エステルを含有する製剤に、
- ²⁾ は、ピリドキサルリン酸エステル水和物を含有する製剤に記載すること.〕

2. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

下痢

〔リボフラビン酪酸エステルを含有する製剤に記載すること.〕

3. 1ヵ月位服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

(2) 〔小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。〕

1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること。〕

2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕

(3) 必ずかんで服用すること。

〔ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕

(4) 内服にのみ使用すること。

〔アンプル剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

(1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

(2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。〕

〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと

2. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

X. ビタミンEC主薬製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人。

(2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人。

2. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹・発赤，かゆみ
消化器	吐き気・嘔吐，胃部不快感

3. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
便秘，下痢
4. 1ヵ月位服用しても症状がよくなる場合は服用を中止し、この文書を持って医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
5. 服用後、生理が予定より早くきたり、経血量がやや多くなったりすることがある。出血が長く続く場合は、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

[用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること.]

- (1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

[小児の用法及び用量がある場合に記載すること.]

- (2) [小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること.]

- 1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

[5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること.]

- 2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

[3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること.]

- (3) 必ずかんで服用すること。

[ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること.]

- (4) 内服にのみ使用すること。

[アンプル剤の場合に記載すること.]

保管及び取扱い上の注意

- (1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

[() 内は必要とする場合に記載すること.]

- (2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる.）.

〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれのない場合には記載しなくてもよい.〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 次の人は服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

(1) 医師の治療を受けている人.

(2) 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある人.

1'. 服用が適さない場合があるので、服用前に医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔1. の項目の記載に際し、十分な記載スペースがない場合には1' . を記載すること.〕

2. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと

3. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること.〕

X I. ビタミンB₁B₆B₁₂主薬製剤

【添付文書等に記載すべき事項】

相談すること

1. 服用後、次の症状があらわれた場合は副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

関係部位	症 状
皮 膚	発疹 ¹⁾
消化器	吐き気・嘔吐 ^{2) 4)} 、口内炎 ³⁾ 、食欲不振 ⁴⁾ 、腹部膨満感 ⁴⁾

¹⁾ は、シコチアミンを含有する製剤に、

²⁾ は、チアミンの塩類並びにチアミンジスルフィド及びその塩類を除くビタミンB₁を含有する製剤に、

³⁾ は、フルスルチアミン及びその塩類を含有する製剤に、

⁴⁾ は、ピリドキサルリン酸エステル水和物を含有する製剤に記載すること.〕

2. 服用後、次の症状があらわれることがあるので、このような症状の持続又は増強が見られた場合には、服用を中止し、医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること
軟便、下痢

〔チアミンの塩類並びにチアミンジスルフィド及びその塩類を除くビタミンB₁を含有する製剤に記載すること.〕

3. 1ヵ月位服用しても症状がよくなりえない場合は服用を中止し、この文書を持って医師、薬剤師又は登録販売者に相談すること

〔用法及び用量に関連する注意として、用法及び用量の項目に続けて以下を記載すること。〕

(1) 小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させること。

〔小児の用法及び用量がある場合に記載すること。〕

(2) 〔小児の用法がある場合、剤形により、次に該当する場合には、そのいずれかを記載すること。〕

1) 3歳以上の幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔5歳未満の幼児の用法がある錠剤（発泡錠を除く）・丸剤・軟カプセル剤の場合に記載すること。〕

2) 乳幼児に服用させる場合には、薬剤がのどにつかえることのないよう、よく注意すること。

〔3歳未満の乳幼児の用法があるチュアブル錠又はゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕

(3) 必ずかんで服用すること。

〔ゼリー状ドロップ剤の場合に記載すること。〕

(4) 内服にのみ使用すること。

〔アンプル剤の場合に記載すること。〕

保管及び取扱い上の注意

(1) 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること。

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕

(2) 小児の手の届かない所に保管すること。

(3) 他の容器に入れ替えないこと（誤用の原因になったり品質が変わる。）。〕

〔容器等の個々に至適表示がなされていて、誤用のおそれがない場合には記載しなくてもよい。〕

【外部の容器又は外部の被包に記載すべき事項】

注意

1. 服用に際しては、説明文書をよく読むこと

2. 直射日光の当たらない（湿気の少ない）涼しい所に（密栓して）保管すること

〔（ ）内は必要とする場合に記載すること。〕